市政電話サービス
市へのご意見・ご要望は休日など執務時間外でしたら ➡ 意見・要望承り電話
㉛4444
声の「広報あしや」 ㉛4894（シャクショ）
市政ニュースを24時間中お聞きいただけます

広報あしや

昭和48年 7月20日 第300号 発行所 芦屋市精道町7－6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可（定価2円）

芦屋市の人口と面積
―7月1日推計人口―

人口総数	74,737	世帯数	22,260
男	35,975	面積	16.07㎢
女	38,772		

社会を明るくする市民の集い（ルナ・ホールで）
〈講演中の田中教授〉

心をあわせて明るい社会を

第23回社会を明るくする運動

七月は、〝社会を明るくする運動〟の実施月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年の重点目標は、「青少年の非行防止のための地域活動の促進」です。流動する社会のすう勢の中で、青少年の非行を防止し、その健全な育成を図るためには、関係諸機関、諸団体はもとより、青少年をとりまくすべての人びとが、連帯意識を基盤とする地域活動を強力に展開しなければなりません。

今回の運動は、青少年の非行防止と非行に陥った者の更生援助のための地域活動について、広くみなさんのご理解とご協力をえて、促進していこうとするものです。

市では、関係諸機関、諸団体が実施委員会を組織し、学校内や地域での健全育成、指導やパトロールによる補導、犯罪少年の個別指導など、それぞれの分野で活動しています。（その中から、今回二人の方に、運動に取組んだ経験や体験をもとに、ご寄稿いただいています。「私の体験」参照）

今年は、さる七月九日、午後一時から、ルナ・ホールで初めて、〝社会を明るくする運動・市民のつどい〟をもちました。会場には約四百人の市民のかたが集まられ、関西学院大学田中国夫教授の講演「青少年のこころとからだ」、そして、映画「ママいつまでも生きてね」を鑑賞しました。

ユーモアあふれる教授の講演で会場は、笑い声が絶えませんでした。

こどもには じっとがまんし 計画する習慣を

田中教授の講演から

田中教授は講演の中で、「こどもは、昔と少しも変っていません。しかし、こどもの常として、大人の考えを見抜いて、一歩先に行こうとする。また、考え方も多様になっている。そして、こどもは、おだてられて突ぴなことをするものだ」とこどもの心理をつき、いっぽう、大人の世界について、「いま情報化社会に入りつつあり、物の世界から心の世界に移り始めている。物をつくれば売れたという時代は過ぎ、形とかフィーリングで勝負する時代」とし、そして、情報化社会の指標として「①人口の都市集中（人口の半分が都市に住む）②第三次産業の割合③一人当り国民所得（年間四千ドル以上、45年千三百ドル、日本では、昭和五十五年）④大学生（進学率五十％を越える）⑤雑費（文化的なものに使う金）支出（五十％以上）」をあげ、「このような変化は、必然的にこどもに影響を与えており、最近の総理府の「青年は、自分のものの考え方の仕入れ先の調査」では、

①テレビや新聞で五六・六％
②友人や同僚　十一・八％
③学校　四・六％
④親や兄弟　三・八％

で、世界にも例のない発行部数をもつ新聞社、数社が競って、ぼう大な情報を流している。マスコミは大きな責任をもっている。そのうえにテレビがある。まさに情報公害。このような情報のはんらんする社会では、人間の心を研究しなければ、世の中は動かせない。」とし、最後に「こどもは、要するに世の中の真似をして成長していくものであり、大人のありようでこどもは変る。勇気をもって、いけないことはいけないとはっきり大人が判断し、けじめをつけることが必要だ。そして、自己をコントロールさせる習慣をつけ、がまんし計画していくことが必要なことを教え込まなければならない」と結び、こどもの前で大きな口もきけない大人をしかり、激励する講演会ともなったようです。

ひまわりのようにあかるく
青少年が育つには、
◇家庭では　ほんとうの対話
◇職場では　こまやかな配慮
◇地域では　さわやかな環境

私の体験から

転落しないうちに

芦屋は、六甲山を背に風光明眉な文化都市として、古きもの新しいものが調和を保ち、まち並みは美しく、山、海、川、松の縁が私たちに「いこい」と「やすらぎ」を与え、また、犯罪も少なく、心から芦屋を愛し住むことの喜びをもってまいりました。

この芦屋にも、近年経済成長とともに、交通公害、大気汚染など環境破壊の波が押しよせ、大きな変化をもたらしつつあります。

この中にあって、私たち、補導委員は、児童憲章、青少年愛護条例（県）をもとに、青少年の補導育成に取り組んでまいりました。

今年は、

◎有害環境の浄化
◎事故防止の徹底
◎少年非行化防止
◎同和教育の推進

を目標として活動をしております。

いままでの運動の一例を申しあげますと、一昨年、昨年と続き、

「うちの子に限って、そんなことをするはずはありません。」

「それは、友だちがわるいからです、世間がわるいのです。」

――不良行為や触法・犯罪で補導された少年の家族が、口をあわせたようにおっしゃることばです。

前号で、昨年芦屋市内で補導された少年は二百五十二人（うち、市内居住少年は七十八人）と報じられましたが、本年は、一月から六月末までの半年間ですでに百九十二人（うち、市内居住少年は七十五人）です。不良行為は、やはり、深夜徘徊、喫煙、不良異性交遊、がおもなもので、不健全娯楽、怠学、不良交遊、飲酒、乱暴などがこれにつぎます。犯罪では、窃盗、銃刀法違反、横領、などがあります。

これらは、補導所や警察の手をわずらわしたもので、そこまでにいたらないものは、もっと多数あると思われます。

わたくしたち保護司という職を委嘱（法務省から）されている者は、芦屋地区保護区において二十五名いますが、わたくしたちの任務は、すでに罪を犯して刑に服している者の社会復帰のための環境の調査調整、仮釈放後の保護観察、ことに非行少年の家裁による処分としての保護観察に任じておるのでありまして、毎週一回以上「対象者」と話し合い、家族や雇主、学校関係者とも話し合って、一度、またはたびたび、足をふみはずした者が、またふみはずさないように、指導したり、せわをしたりするのです。いわば、「落ちてきた者」を受け止めて、これ以上「落ちない」ようにするのですが、たいへんむつかしいしごとです。この七月一日現在で、四十一件のケースを分担しています。

間違いをおこす少年自身については、知能や性格に欠陥がある者が多うございますが、知能や性格に欠陥がなくても非行をおこなう者があります。家庭・学校・職場・一般社会・友人など環境の影響です。

もちろん、保護観察というしごとは、本人の「自助の精神」「更生の意志」を根拠とするのですから、非行の責任を環境に転嫁することを許しません。あくまでも本人の自立と更生をうながします。しかし、植木にさえ、よい土や水、肥料、陽の光や空気が必要なように、少年たちがよく育つためには生活環境が良くなくてはなりません。環境のうちで、人間関係がもっとも大切です。

甘やかし過ぎの親、放ったらかしの親、厳しすぎる親、物さえ与えればと思っている親、勉強さえさしたらよいと思っている親、ごたついて居心地のわるい家庭――冒頭の「うちの子に限って」という親は、客観的に見ますと、親自身に欠陥があるのです。

今年の「社会を明かるくする運動」の標語が「あたたかいあなたの心が非行を防ぐ」とありますのは、この点をうたっているのです。

第一に親・家庭。第二に隣近所・学校・職場。そこに居る人々の心が、感じやすく、単純に行動しがちの少年を、良くもし、悪くもします。ことに、自分の子でない少年たちを、社会の子として、みんなで見守ることが、最近、ほとんどなくなりました。無関心というよりは、「うっかり口出ししたら拙いことになる」という、打算や警戒心が先立って、見て見ぬふりをする傾向が多いようです。「愛の一声」運動が提唱されるゆえんです。

転落してしまってから、もとへもどすのは困難です。大きなあやまちを犯さぬ前に、小さなあやまちのうちに、温い手をさしのべましょう。お互い、みんなで。（芦屋地区保護司会 村上邦雄）

よい環境づくりを

「まちを明るくする運動」を始めました。

二百五十人の補導委員のかたがたを動員して市内の街灯のないところ、蛍光灯や白熱灯がついていてもきれかかっている暗所、河口とか急な坂道ですべり止めのなくなっているようなところ、通学途上にどうしても信号とかミラーのほしいところ、痴漢などの問題のあるところをチェックして回りました。あるいは、夏期特別補導として夜間の市内パトロールを行ない、子どもたちの善導のための役割を果しました。

それらの資料をもとに、市長さん、警察署長さんに陳情しましたが、心よく積極的な姿勢を見せていただきましたことは、じゅうぶんではないまでも、いままで暗かった場所に街灯がつき明るくなり、信号がついたことでもご理解いただけると存じます。

もっとも市や警察当局でも決してなおざりにされていたものでもなく配慮はされていましたが、補導委員の熱心さに別予算を取って努力してくださったようです。

これらのことについては、市補導所、町内会、自治会のかたがたの陰の力はもちろん、炎天下また夜おそく芦屋中を回ってくださった補導委員のかたがたの熱意と努力にこの紙上をかりてお礼申しあげます。

市では、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」をつくられ、緑、公害、日照と取り組まれ、私たちはそれぞれの地域社会の中において、他人の子ども、自分の子どもの区別なく、母親の目と手で青少年を守り育て指導していくことが社会を明るくする一助と考えます。

最近、交通公害に加えて、少年のオートバイ、自転車による事故も多いと聞きます。乗り方の指導もたいせつなことです。

犯罪と事故をおこさせないための指導と環境づくりを徹底させ、地域社会の問題として親どうしが手をつなぎ、次代を背負う青少年を守り育てて、私たちの手で愛する芦屋を次の世代にバトンタッチしたいと願っているしだいでございます。

（育成補導委員会代表藤原あつ恵）

被害者のスキをつくち漢

―誘われてもキッパリ断わろう―

夏になると性犯罪が急激にふえはじめます。最近の性犯罪の傾向は、次のようになっています。

▽十三歳以下の少女がねらわれはじめたこと。▽盛り場、繁華街、行楽地の周辺で被害が多い。▽自動車を利用する犯人が多い。▽被害者は二十歳前後に多い。▽被害者は学生生徒が最も多い。▽被害に会った原因別では、〝甘言や嘘言に誘われて〟が多も多い。▽犯人は十七歳～二十五歳の男性が多い。

性犯罪は被害者の不注意で被害に会っているケースが多いのも見逃がせません。注意点をまとめると…

◎夜、さびしい道のひとり歩きは危ない。少し遠回りになっても、明るい人通りの多い道を通る。

◎〝甘い誘い〟には決してのらない。「家まで送りましょう」「ドライブに」と誘われてもことわる

◎顔見知りや年下の男性でも用心をする。

◎歩いているときに危険を感じたときはすばやく付近の家に立ち寄って大声で助けを求める。

◎ハンドバックには〝防犯ブザー〟を入れておく。

夏休みに多い水の事故

―家庭でも注意がたいせつ―

◎水泳禁止や危険場所に指定されているところでは泳がない、泳がせないようにしてください。とくに川や池では危険場所、禁止場所が多く、水面はおだやかでも水底が危ない所も多いのです。

◎からだの調子が少しでも悪いときは水に入らない、入らせないことも守ってください。

◎あまり派手な服装はねらわれるもとになる。服は時と場所がらを考える。

◎お子さんをひとりでプールや海、川、池などへ行かせないように。

◎お子さんが水泳に行くときは、行き先、帰宅予定時間、いっしょに行く友だちを確かめておいてください。また、お子さんたちだけで行かせず、かならず泳げるおとながついてください。

◆懸賞文募集
●応募対象全国の主婦
●テーマ（いずれか一つ）
1、「わが家の物価対策」
2、「物価行政への注文」
●締切り　和48年8月31日
●送り先　東京都港区高輪3－13－22国民生活センター懸賞文募集係まで

過大包装は資源のムダ使い…
♣労力や天然資源のムダ
♣輸送費や倉庫料のムダ
♣陳列スペースのムダ
♣ゴミ処理費のムダ

過大包装をなくそう！

わずかな掛金で大きな安心
48年度芦屋市の交通災害共済
■加入資格　芦屋市在住者で住民票に登録されているかたまたは外国人の登録をしているかた
■掛金　1人年額300円
■有効期間　加入の日から昭和49年3月31日まで
■共済金は　国内ならどこで交通事故にあっても適用されます
お支払いは、迅速に会員証、事故証明、診断書、印鑑のみで支払われます。
■お問合せは　芦屋市市民部安全対策課へ（電話31－2121　内線 383）

芦屋の水

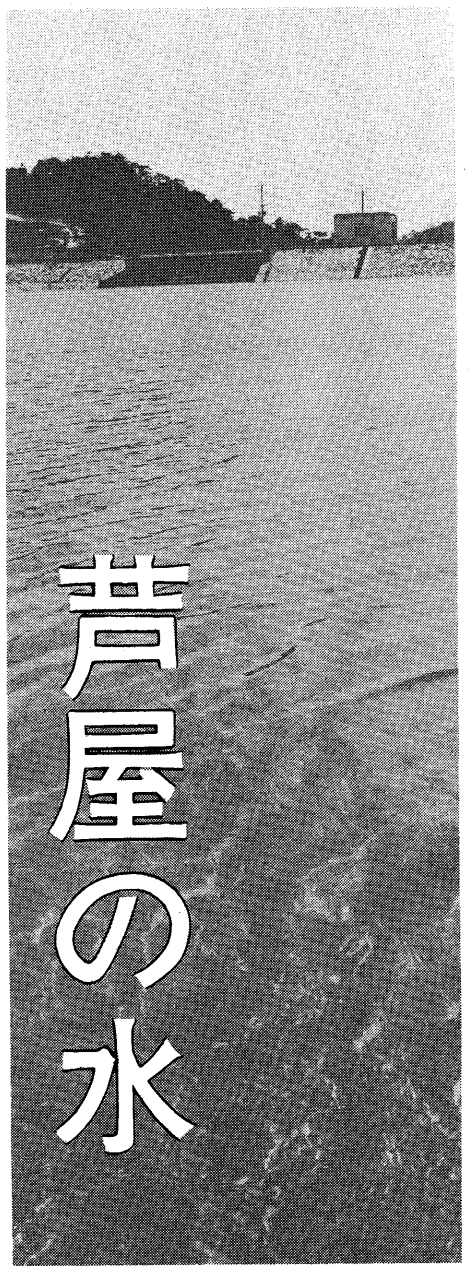

水は限りあるもの

一人が一日にコップ一杯（百八十cc）の水をむだに使えば、一カ月で五・四リットル、一年で六十五・七リットルになります。これを市民全部のかたになおすと一日で一万三千百五十リットル、一カ月で三十九万四千五百リットル、一年で四百七十九万九千七百五十リットル（約四千八百立方メートル）のむだになります。この水の量は、四十七年度の一人の年間平均使用量百十八立方メートルで割ると、約四十一人が一年間使用できる量となります。

水は限りのある資源であり、また、生産物です。したがって、洗車のときに水を流しっ放しにしたり、蛇口をあけたままにしておくなどということがないようにしてください。

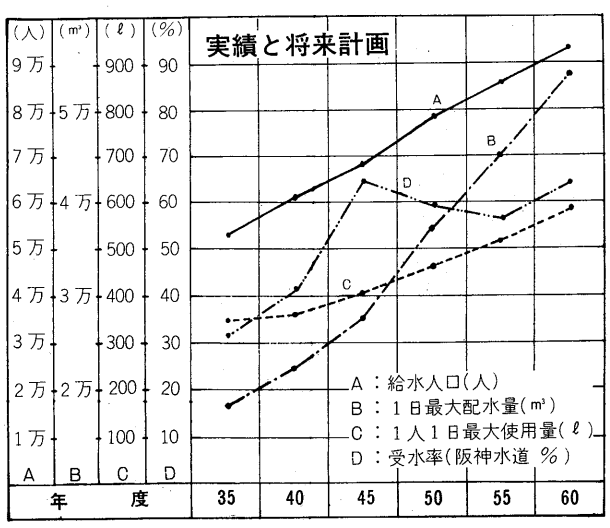

水の将来

奥山貯水池事業を主とする第四期拡張事業は、昭和四十七年六月に完了しました。これによって芦屋市民の水は、一日最大配水量三万八千立方メートルが確保されました。しかし、昨年の夏季一日最大使用量は約三万二千立方メートルで、市民一人一日の最大使用量は四百三十四リットルになっています。現在までの水量の伸びは人口の増加なども含めて、毎年約二千立方メートル（一日当たり）です。そこで、このような状態で毎年増加すれば、三年後には三万八千立方メートルに達することが十分予想されます。

そのために新しい水源の開発が必要となります。現在、進めている水源開発の計画としては、山陽新幹線六甲トンネルからの湧水、日量約三千立方メートルを利用するというものがあります。なおその後の水需要の増加に対しては、琵琶湖総合開発のなかで水源確保に取り組むことになっています。

水質管理

従来、水道行政は主として「量の確保」に主眼が置かれていました。最近、河川などの水質汚染が進むと「質の確保」にも十分配慮することが必要となりました。巨額の費用を投じて求めた水源が、汚染・汚濁など水質の悪化によって利用不能とならないために、水源地域における乱開発の規制、河川などへの放流水の水質規制などを行なうことによって、水質保全に努めています。

水道用水は飲料に適することが最大の要件であり、供給される水の水質基準は下の表のようにきびしく定められています。なお、本市の昭和四十八年六月一日の検査結果も基準に十分適合しており、安心して使用していただけます。

本市の水道財政

財政計画は、年次別に建設事業改良事業に要する経費、円滑な給水を確保するために要する経費などを算出したものです。水道の使用料金は、この財政計画をもとにして計算されます。現行の水道料金は、昭和四十四年度から昭和四十八年度までの財政計画をもとにつくられたものです。

水道事業に要する費用は、特別の経費を除き、利用されるかたの使用料金でまかなうことが法律できめられています。しかし、最近のように都市に人口が集中してきますと、一水道事業会計だけの負担で設備投資をすることは困難であり、不合理です。そのため国などに対して、補助金の要請をしています。本市の場合も、第四期拡張事業の施行時に国から約七千九百万円の補助金を受け入れ、また市の一般会計から同事業企業債の元利金の約二分の一をもらっています。しかしながら、水道事業会計の赤字額が増大していきますと、建設事業や改良事業ができなくなり、日常の円滑な給水もむずかしくなります。

昨年度、四百三十三万円の赤字決算

昭和四十七年度は、拡張事業の完了にともなって、減価償却費・支払利息・企業債償還などの資本費の増加があり、諸物価の著しい騰貴が続くなど企業の経営基盤を危うくする諸要因が増大しました。

収入面では水の使用量が増加し事業収益合計で三億九千一万一千円となりました。いっぽう費用面では、減価償却費・支払利息の増加によって、事業費用合計で三億九千四百三十四万一千円となり、差し引き四百三十三万円の赤字を計上するのやむなきに至りました。事業面では第四期拡張事業が完了しました。また施設整備事業として、六甲荘浄水場を奥山浄水場で遠隔操作できる計装設備工事を実施しました。

以上が作年度の事業概括ですが資本費の増大などによって、今後企業の健全な経営を続けるうえでは、幾多の困難が予想されます。現行の財政五ヵ年計画もすでに四年を経過していますので、今後の、水道事業経営には、なお一層の努力を要するものと思います。

水道事業会計の47年度決算

昭和47年度損益計算書

（昭和47年4月1日～48年3月31日　単位円）

Ⅰ営業収益	306,020,031	Ⅲ営業外収益	83,991,578
Ⅱ営業費用	328,869,124	総利益	61,142,485
営業利益	△22,849,093	Ⅳ営業外費用	65,472,062
		純利益	△4,329,577

昭和47年度貸借対照表

（昭和48年3月31日現在　単位円）

資産の部		負債および資本の部	
有形固定資産	1,563,228,865	固定負債	22,965,598
投資	128,560	流動負債	58,872,935
現金預金	118,897,633	自己資本金	430,266,180
未収金	19,872,779	企業債	1,010,775,003
貯蔵品	11,818,476	資本剰余金	173,926,930
保管有価証券	11,353,086	減債積立金	19,000,000
		繰越利益金	13,822,330
		純利益	△ 4,329,577
合計	1,725,299,399	合計	1,725,299,399

水道により供給される水の水質規準

（48・6・1検査分）

			奥山浄水場系統	阪神水道系統
病源生物	アンモニア性窒素窒および亜硝酸性窒素	同時に検出されないこと	0	0
	硝酸性窒素	10ppm以下であること	0	0
	塩素イオン	200ppm以下であること	9.2	22
	有機物質（過マンガン酸カリウム消費量）	10ppm以下であること	1.3	3.2
	一般細菌	1mℓの検水で形成される集落数が100以下であること	0	0
	大腸菌群	検出されないこと	0	0
有毒物質	シアンイオン	検出されないこと	0	0
	水銀	検出されないこと	0	0
	有機燐	検出されないこと	0	0
重金属等	銅	1.0ppm以下であること	0	0
	鉄	0.3ppm 〃	0.02	0.15
	マンガン	0.3ppm 〃	0	0.01
	亜鉛	1.0ppm 〃	0.01	0.01
	鉛	0.1ppm 〃	0	0
	6価クロム	0.05ppm	0	0
	砒素	0.05ppm	0	0
	弗素	0.8ppm	0.55	0.16
	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300ppm	22.5	51.5
	蒸発残留物	500ppm	64	133
	フェノール類	フェノールとして0.005ppm以下であること	0	0
	陰イオン活性剤	0.5ppm以下であること	0.02	0.08
	水素イオン濃度	pH値が5.8以上8.6以下であること	7.2	6.6
臭味	臭気	異常でないこと	—	—
	味	〃	—	—
外観	色度	5度以下であること	1.0	4.5
	濁度	2度以下であること	0	0.5

こんなときは すぐ水道部へ

連絡先㉛二二二一（内線三二三、三二五）

▼新築されるとき―

とくに集合住宅、マンションは設計以前に市水道部と協議してください。

▼増築、改築し給水装置を増設、改良されるとき―

水道メーターが床下など検針しにくいことになりますと、みなさんのご負担で改良していただかねばなりませんのでご注意願います。

▼給水管や給水栓の位置が変わったり、増減のあるとき

▼引越しされるとき、一時水道の中止をされるとき―

二～三日前に電話でご連絡ください。水道部から料金の精算にお伺いすると同時に、お預りしている予納金をお返しします。

▼引越してこられたとき、名儀が変わったとき―

たとえ水が出ていても、まだ手続きの済んでいないことがあります。印鑑と予納金（一般家庭は千円）をご持参ください。

▼工事用水として水道をお使いになるとき―

工事用水の料金は、家庭用水よりも割り高になります。無届けで工事用水に使用されますと、あとでご迷惑がかかることになりますので、必ずお届けください。

同一金額でつくれる水は、年々減ってきています

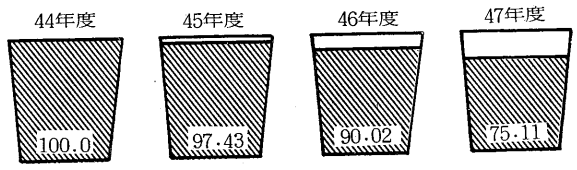

水1m³あたりの原価は、毎年高くなっています

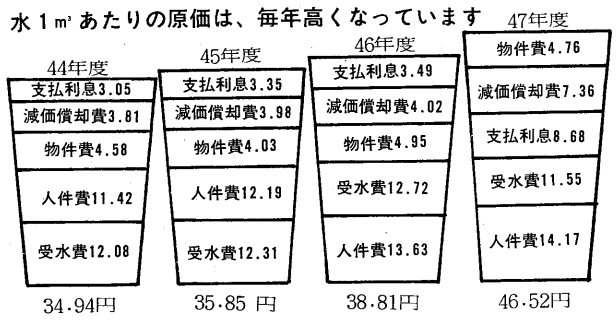

料金の支払方法

集金制の水道料金は、二カ月ごとにご家庭へ集金にお伺いしていますが、たびたびお伺いしても不在のため、集金できない場合があります。この場合、納入通知書により、後日、ご自身で銀行または水道部で納金していただくことになっていますが、水道部では日曜休日および平日の勤務時間外は業務の取り扱いをいたしませんので、次のことにご協力ください。

不在がちのかたは、近隣のかたに預けるなどしてお出かけになるか、次のような方法をご利用ください。くわしくは、市水道部か銀行窓口（口座振替制度のみ）でご相談ください。

口座振替制度

るすがちのかたや、お忙しいかたに最も便利な方法です。次の金融機関があなたの預金口座から自動的に水道料金を支払ってくれます。

取扱金融機関　市内の各金融機関と郵便局。市外では神戸銀行（三宮、栄町、西宮、尼崎各支店）、三和銀行（神戸、三宮、西宮、尼崎各支店）、兵庫相互銀行（本店甲南支店）、冨士銀行西宮支店、住友銀行西宮支店、阪神相互二宮支店

納付制度

口座振替がご利用になれないかたにはこの方法があります。それは、水道部から直接お宅へ郵送された納付書（請求書）によって、阪神間の金融機関の窓口でお支払いいただく方法です。

水道の修繕は

宅地内の給水装置はみなさんのものです。故障などによる修繕の費用はみなさんの負担となります。

●水道部が行なう修繕

じゃ口のパッキングやじゃ口の取替え、メーターや公道上の漏水。

修繕の受付

平日は午前9時～午後5時

土曜日は午前9時～正午

申し込みは電話31－2121番へ

●市公認業者が行なう修繕

じゃ口の修繕、水洗便所など屋内給水管の漏水などは、お近くの市公認業者へご連絡ください。

井上商会	精道町11－5	㉒2548
神明商会	西山町122	㉒3565
山中設備	船戸町4－11	㉒0532
神野商会	西山町30	㉓2991
東山商会	西蔵町3－19	㉛1882
中央水道	業平町3－6	㉒3552
原田商会	若宮町2－13	㉒0706
宇根商会	西山町88	㉓2334
松原商会	前田町9－2	㉒3447
大坪商会	浜芦屋町1－2	㉜0775
越智商会	東山町90	㉒3708
大阪商会	大桝町6－6	㉒4446
大山商会	西蔵町1－11	㉒0379
西岡設備	上宮川町8－10	㉒9056
種継商会	松ノ内町7－17	㉒4842

アパート・マンションなど

受水槽の管理を

集合アパートやマンションのほとんどは、受水槽または高架水槽が設置されていますので、次のことにとくにご注意願います。

① 受水槽や高架水槽は、管理の不十分なところが案外多いようです。槽内は鉄管のサビや水あかがたまり、不衛生となりますのでとくに水質の管理保全に留意し、毎年夏までにはそうじをしましょう。

② 受水槽または高架水槽のボール弁・警報ベルなどに故障がないかどうか、常に注意してください。故障のため漏水した水代は、すべて所有者の負担となります。

③ 受水槽の場合、揚水ポンプは給水の生命ですので、定期的に点検と整備をし、ポンプが二台のときはこれを交互に運転してください。

④ 受水槽または高架水槽がある場合、各戸に設置されている子メーターは所有者のものです。メーターの針が動かなくなったり、針が見えなくなったときはもちろん取り付けから法定期間八年以内には、必ず取り換えてください。

⑤ 専門の管理人がいない場合は、断水、漏水事故などの非常時に備え、日頃から、これらに対する操作応急処置ができるようにしておいてください（たとえば操作処置方法を明示するなど）。

善意銀行

六月五日から七月五日までの取り扱い分。敬称略。

預託【金銭口座】社会福祉のために五千七百八十五円、高木常吉▽五千円、大原町自治会▽二千円石丸力▽一万円、吉崎棟弘▽一万円、一市民▽身体障害者福祉のために八百八十五円、小さな親切運動高木常吉【物品口座】衣料その他十二点【労力口座】施設等奉仕

市社会福祉協議会へのご寄贈

▽五百円、茶屋之町一主婦▽二万七十円、保健協力会家庭部▽十万円、一市民▽千円、原六一（敬称略）

県民相談車の巡回

県では、みなさんの声を聞くために新しく県民相談車をつくりました。本市には次のとおり巡回してきますので、何でも、どんなことでも気軽に相談においでください。▽七月二十七日（金）午前十時～正午、国鉄芦屋駅北側▽二十八日（土）午前十時～正午、南宮町十四、川鉄アパート東側。

松ノ内など五町の一部で新たに供用を開始

下水道

昭和四十七年度中に下水道管の布設を終えたところは、下図のとおりです。この区域を明示した図面などを次のとおり縦覧します。

▼とき　七月二十日（金）から三十一日（火）まで、午前九時から午後五時まで（日曜日は除く）

▼ところ　市役所三階、下水道総務課。

▼供用開始日　八月一日。

したがいまして、下水道法の規定により、使用料は八・九月中に使用した汚水量を十・十一月（第三期分）から、水道料金といっしょに計算して市水道部へ納めていただくことになります。

この区域では、台所、風呂、手洗いの雑排水および浄化そうから排水される汚水を、下水道管へ流すことができますので、各家庭で排水設備工事をしていただかなければなりません。

使用料の算定は、一般家庭で一カ月の汚水排水量が十立方メートルまでは四十円、これを越える一立方メートルごとに四円です。汚水量は使用された水道の量で計算します。この使用料は、下水道施設が十分に効果を発揮する様に下水管のそうじや修繕などの維持管理の費用の一部にあてるものです。なお、使用料は市が布設した下水管を使用できるどの家庭からも徴収することにしています。したがって、家庭の排水設備を取りつけず汚水などを既設のみぞに流していても、下水道管を布設した区域であれば使用料を納めていただくことになります。

伊勢ポンプ場を埋立地に移設

事業計画変更案を公示

本市の下水道整備七カ年計画は昭和四十六年三月二日に認可を受け、鋭意事業を進めてきましたが、このたび、既設の伊勢ポンプ場を埋立地の処理場敷地内に移設すること、および奥山周辺を新たに処理区域として追加する必要があるため、下水道事業計画を変更することになりました。

もちろん七カ年計画は、当初計画どおり五十三年三月までに完了することに変わりはありません。したがって移設するポンプ場の建設は今秋着工し、五十年十月を目途に供用開始が行なえるよう実施する予定です。

この事業計画変更案について、下水道法の規定に基づいて公示し利害関係者のご意見をお聞きします。くわしい資料を次のとおり公開しますのでおこしください。

▼とき　七月二十三日から八月四日まで、午前九時から午後五時まで（日曜日は除く）。

▼ところ　市役所三階下水道総務課。

▼内容　①伊勢ポンプ場の位置を埋立地処理場敷地へ変更する、②同ポンプ場排水能力の変更、③奥山処理区（処理面積百一・四一ヘクタール、処理人口六千四百人）の追加。

市役所東側入口において、水洗トイレの標準モデルを展示しています。ご来庁の際、参考のため見ておいてください。

私道にも下水管を

来年一月から、阪急電鉄以南と岩園町の一部では便所の水洗化が可能になります。しかし、これらの区域でも私道を通じてでないと下水を排除できないところでは、私道に下水道管を布設しないと便所の水洗化ができないことになります。本来、私道への下水道管布設はその所有者が行なうべきものですが、市では下水道の普及のため、一定規模以上の私道については市が負担して公共下水道を設置することにしています。そのためには、その私道の所有者または居住者から申請していただかなければなりません。すでにいくらかは申請していただき、下水道管の布設を終えているところもありますが、まだ多くの私道は申請もされていません。申請手続きは、市の下水道総務課にお問い合わせいただければ具体的にご説明いたしますが、一度、お宅の前の私道に下水道管が布設されているかどうか確めて、まだの場合は隣近所でご相談のうえ、市役所三階の下水道総務課へお越しください。

私道に市が負担して公共下水道を設置する条件は、次のとおりですが、これらのうち一つでも欠けていると設置しないというものではありませんので、その場合は市へご相談ください。

❶長さが十メートル以上あること。❷幅が一・八メートル以上あること。❸そこへ下水道管を入れた場合、五戸以上が下水道管を使用するもの。❹私道の土地所有者が、全員管の布設を承認したもの。

老人・身障者・乳児の医療費を助成

福祉医療として、老人・心身障害者（児）・乳児についての医療費の助成を行なっています。次に該当する人は、健康保険証とはんこをもって、市役所一階の保険年金課医療保障係までおいでください。

老人医療　満六十七才以上で所得制限はありません。ただし、社会保険の本人（お勤めをしておられるかた）は除かれます。

なお、この六月までご使用いただいていたオレンジ色の老人医療費受給者証は期限が切れ、七月一日からは水色の受給者証に変わっています。該当者のかたには受給者証を郵送していますが、もし届いていない場合は、至急ご連絡ください。

心身障害者（児）医療　対象は身体障害者手帳をお持ちで一級から四級までのかた、また精神薄弱者（児）でIQが五十以下のかた。所得制限はありませんが、社会保険の本人は除かれます。

乳児医療　満一才未満の乳児で扶養義務者の昨年の必要経費控除後の所得が、次の制限額以下の場合。

昨年の扶養者数	昨年の所得
0人	1,522,500
1人	1,662,500
2人	1,862,500
3人	1,942,500
4人	2,082,500

以下1人ふえるごとに14万円加算されます。

なお、昭和四十八年一月一日現在、芦屋市に居住していない場合は、四十七年分の源泉徴収票あるいは前住所地での課税証明が必要です。

以上のことでわかりにくい点がありましたら、保険年金課医療保障係までお問い合わせください。

『長寿祝金』

毎年六月に市窓口で手続きをしていただいていた〝県民養老金〟は、四十八年度から〝長寿祝金〟と名称が変わりました。このお祝い金は、明治二十九年九月十六日以前に生まれたかたを対象に、九月ごろ支給される予定です。該当者の氏名は、住民基本台帳により確認させていただきますので、窓口での申請手続きは不要となりましたからご了承ください。

家庭養護里親になってください

従来の里親制度に加えて、児童福祉の新しい施策として「家庭養護里親制度」がつくられました。

この制度は、養護に欠ける児童を家庭等に復帰できるまでの間、児童の養育について深い理解と愛情のある家庭養護里親に委託し、家庭的ふん囲気の中で、よりよい環境と処遇を与えることによって、心身ともに健やかに育てられることを目的とするものです。

児童の委託は、知事の委任を受けた児童相談所長が行ない、委託児童は一養護里親に対し二名以上とし、家庭養護里親手当は、児童福祉法に基づく児童の養育に要する費用、児童の医療費および移送に要する費用のほか、委託児童一人につき月額三千円です。

家庭養護里親になっていただけるかたは、市福祉事務所保護課（電話㉛二二二二）へお申し出ください。お問い合わせも同課へ。

新空港に反対する市民集会

わたしたちの生活をむしばむ公害と物価を考えましょう。

▽とき　八月四日（土）午後一時～五時▽ところ　市民会館▽講師　経済評論家・木村禧八郎氏「福祉社会と住民生活」、大阪市大教授・宮本憲一氏「地域開発と空港」▽内容　第一部…①空反活動の経過、新しい情勢、これらの取りか組み（代表報告）、②講演。第二部…①住民運動の報告と訴え（各住民運動団体を紹介）、②討論とまとめ（各住民運動と空反活動のつながりについて）▽主催　関西新国際空港設置反対芦屋連絡会▽後援　芦屋市

ボランティア活動に参加を

心身障害児福祉協会では、障害児の家庭訪問、子どもたちのグループ活動の育成、施設でのお手伝い、療育事業のお手伝い、などをしていただくボランティア活動への参加を呼びかけています。活動はどなたにもでき、活動時間は週一回三時間程度です。基礎的な知識は同協会で研修、指導しますから、参加ご希望のかたはハガキか電話でお申し込みください。あて先は、西宮市和上町七―二十労動会館内、心身障害者福祉協会阪神事務局（電話西宮〇七九八㉝〇六二四）。

なお、七月二十八日（土）午前十時三十分から正午まで、市民会館においてボランティア活動説明会を開きますのでおいでください。

病院事業会計の47年度決算

昭和47年度も医療機器の整備を進めるとともに、前年度から着工していた看護婦宿舎の完成により、看護体制の強化など、市民の健康を守る公的病院としての機能の向上に努めました。さらに医療部門、病棟部門の冷房設備の設置に着手しました（完成は本年6月末および8月末）。経営面では、昨年度に比べ1,516人の利用者増と診療報酬点数表の改定などから昨年度より106,680,000円（19.4%）の収益増をみましたが、減価償却費、支払利息、給与改定などから、決算の結果14,043,000円の純損失となりました。

昭和47年度損益計算書

（47年4月1日～48年3月31日　単位円）

Ⅰ営業収益	651,570,047	Ⅲ営業外収益	143,166,163
Ⅱ営業費用	768,560,828	総利益	26,175,382
営業損失△	116,990,781	Ⅵ営業外費用	40,218,869
		純損失	△14,043,487

昭和47年度貸借対照表

（48年3月31日現在　単位円）

資産の部		負債および資本の部	
固定資産	708,471,320	一時借入金	135,000,000
投資	358,976	未払金	112,428,699
現金預金	27,078,904	その他流動負債	7,662,118
未収金	141,019,741	自己資本金	248,337,307
有価証券	360,000	借入資本金	484,310,615
貯蔵金	9,760,173	資本剰余金	1,101,000
		利益剰余金	△101,790,625
合計	887,049,114	合計	887,049,114

便所のくみとりは八月から業者委託に

八月一日から、便所のくみとり作業は業者委託になります。これに伴って、収集日程を一部変更しますが（後日、お知らせします）、ご迷惑にならないよう調整しますので、ご了承ください。また、収集車のチャイムは従来どおり鳴らしますので、洗水等のご用意を願います。なお、くみとり料金については、従来どおり集金納付によって市が徴収しますので、お間違いのないよう願います。

浄化そうの管理は

浄化そうの維持管理がじゅうぶんでないと、悪臭による公害ばかりでなく、川やみぞを汚し、その結果は伝染病の発生となります。〝公害のない明るいまちづくり〟のためにも、みなさんのご協力をお願いします。

【維持管理は専門業者に】浄化そうは通常の管理によって機能が発揮されます。そうの汚泥ぬきとりや日常の薬液投入、点検などは市の指定業者に委託されますようお願いします。

【水洗便所の正しい使いかた】①使用水はなるべく多量に、②薬品や雑物などを流入させない、③送気口にじゅうぶん空気を送る、④注水せんのある浄化そうは絶えず一定量を注水する。⑤バッキ型浄化そうはモーターを止めない、⑥消毒液は必ず補給する。

常時、保健所・市環境衛生第二課職員が不良浄化そうや無届・管理不良のそうの調査に回っています。浄化そうについてのお問い合わせは、芦屋保健所衛生課（電話㉜〇七〇七）か、市環境衛生第二課（電話㉒五三九一、㉓二三五〇）へどうぞ。

市民プールへはバスでどうぞ

あしや市民プールには駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。

国勢調査の結果概要を譲ります

文書行政課では、「昭和四十五年国勢調査結果概要」をまとめましたので、有償（一部六百円）でお分けしています。自己の研究、経営事業の計画などにご入用のかたはお申し込みください。

暑さに負けず鍛えよう

八月一日～七日健康週間

【小・中学生対象】

▽八月一日午後一時～五時　バドミントン、市立体育館▽一日～七日午前十時～正午、柔道、精道中学校体育館▽二日～四日午前九時～午後五時　サッカー、市民グラウンド▽三日午後一時～五時、バレーボール、市立体育館▽四日午後一時～五時、バスケットボール、市立体育館▽六日午後一時～五時、卓球、市立体育館▽六日～十一日午前九時～午後五時、野球、市民グラウンド　バドミントン、バレーボール、バスケットボール、卓球は体育館シューズを持って当日会場へ。卓球は前日までに体育館へ申し込むこと。

【一般市民対象】

▽軟式テニス、一日～七日午前六時～八時、岩ケ平コート、精道中学コート、精道小学コート▽硬式テニス　一日～七日午前六時～八時、芦屋庭球場▽早朝登山　一日～七日午前六時～七時に各自高座の滝へ▽ラジオ体操　一日～七日午前六時から各地域の広場で▽お早ようサイクリング　一日～七日午前七時に松浜公園へ集合▽市民ハイキング　五日午前八時高座の滝へ集合、荒地山へ以上いずれも各自当日会場へ▽男女混合バレーボール　五日午前九時、市立体育館、申し込みは七月中に体育館へ。▽市民キャンプ　七月二十八日～二十九日、八月十八日～十九日青少年野外活動センター、申し込みは当日までに体育館へ。

夏休みの催し

夏休み子ども映画会　七月二十一日（土）午前九時からと午後一時からの二回、ルナ・ホールで。整理券は市立青少年センターと市民会館で。

夜店まつり　七月二十三日（月）午後六時三十分から九時まで。会場は市立青少年センター。

上期地区懇談会終る

二百人が熱心に懇談

市と市民のみなさんを結ぶパイプのひとつ、上期の地区懇談会が芦屋市広報委員会の主催のもとに六月二十六日から七月六日まで、市内の七地区の会場で開かれました。ここで、そのあらましをお知らせします。

この懇談会は、市民のみなさんと市長以下関係部課長、それに警察署、保健所などの関係者とが直接ひざをまじえて話し合うものです。今回は、約二百人の方が出席され、地域や市政のいろんな問題について話し合いました。

ここで各会場ごとに、ご意見、ご要望をピックアップしてみました。なお、ここに掲載していないもの、さらに詳しくお知りになりたい方は、市公聴広報課へどうぞ。

各ターミナルに自転車置場を

◇六月二十六日―宮川幼稚園―（大東、南宮、浜、西蔵の各町二十人出席）

おもな意見、要望は次のとおり

▽全ての交差点に一旦停止の表示を。〈漸次実施〉▽大東町の人口もふえてきている。駐在所の設置を〈駐在所は廃止の方向、パトロールを実施〉▽打出交差点に陸橋をつけるのは反対。スクランブル方式に。〈本年度にスロープ式陸橋をつける予定。スクランブル方式は、幹線道路では無理〉▽江尻川緑道計画の内容は▽堀切川の悪臭（ヘドロかメタンガスか）〈処理するよう県へ連絡〉▽ごみを出すのに最近は、ナイロンの袋になっているが、ペールかんにしてはどうか。〈袋に入れても、さらにペールカンに入れて出すのが理想。ご家庭のご協力を〉。ペールかんにつるのついたものを市であっせんしてほしい。〈当ってみたい〉▽市で公設市場を〈いまのところ考えていない〉▽芦屋に駅が四つあるが自転車の置場がない。宝塚市ではすでにやっている。〈ターミナル整備の構想はもっているが自転車置場まではつめていない。検討したい〉

空地の雑草をなくすように

◇六月二十七日―小槌幼稚園―（楠、上宮川、宮塚、小槌、春日、打出、若宮の各町の十五人出席）

おもな意見、要望は次のとおり。

▽打出の交差点にスロープ式陸橋は困る。老人、身障者のことを考えてほしい。スクランブル方式は採用できないか。〈四十八年度でスロープ式をつける。スクランブル方式は、幹線道路では無理〉▽車庫のない人の車はどうにかならないか。〈取締る〉▽国鉄の北側の道路のトブ板の上に喫茶店とか店が物を置いている。〈注意する〉▽長瀬氏が寄付された三億円の使途〈検討中〉▽高校の総合選抜実施の見とおし。〈関係者と検討しつつある。〉▽鳴尾御影線の性格〈生活道路。近隣都市間の利便のため。〉▽鳴尾御影線を自転車道路にしてほしい。〈できない。〉▽空地の草をなんとか。〈空地の草は所有者が刈ることになっているが、しない場合は、条例で代執行する規定がある。〉▽側溝のごみ―教育の一環として公衆道徳をつける。▽金津山古墳に廃品がほられ不潔になっている。〈除草している。柵をつくり対処する。〉

芦屋川両岸道路を一方通行に

◇六月二十八日―如来寺―（川西、津知、前田、清水の各町の四十八人出席）…この地区では、地域内組織連絡会であらかじめ問題点をまとめ（文書で提出）会に臨むのが習わしとなっています。

おもな意見、要望は次のとおり。

▽市の個性発揚に視覚や嗅などの方法で訴える―例えば、市道のグリーン化や遠来者の駅頭に降り立った第一印象に強く訴えるもの―例えば、花の薫り、香水の薫りなど〈参考に〉▽国道二号線の軌条撤去後の市経済に及ぼす影響と対策〈国道電車の廃止はやむをえないが、路地をどのように利用するかが問題。国は緑地帯にし地下に電気、ガス等の共同溝を考えているが、市は周辺の環境をよりよくするよう国へ要望〉▽家庭ごみ収集方法の長期計画の立案―例えばコンベアー方式、水流の利用▽芦屋川両岸沿道路の一方通行実施〈五か年計画に盛り込んでいる〉▽白橋拡巾〈予定はしていない。歩道は、ロープでなくパイプでやりたい〉▽川西地区内に保育園新設計画の有無〈精小の東側に九十人の園を建設中。これ以外にいまのところない〉▽新築中の精道幼稚園の収容人員の増加と園区〈いまの幼稚園をそのまま移す。園区は従来どおり〉▽傍示川の拡巾へ神戸市と打合せ中〉▽消火栓の上の駐車は、厳重に取り締ってほしい。▽みどり条例は徹底して実行してほしい。

下水処理場運転開始に万全を

◇七月三日―市役所―（精道、浜芦屋、竹園、松浜、平田、平田北伊勢、宮川、呉の各町三十三人）

▽芦屋公園付近のサーキット族の取締りを。▽テニスコートから南を通行止めに。〈検討する〉▽国道四十三号線と県道奥山精道線の交差点の信号が短い。もう十五秒ほど長く。〈検討する〉▽ぬえ塚橋から芦屋川へ降りられるように。〈西宮土木出張所へ連絡する〉。浜地区に一日でも早く幼稚園を。〈計画的に進めていく〉▽先日の雨で道路の冠水、マンホールの吹き上げ事故があった。簡易処理をしてもいいのか。〈原因はは っきりしている。津知町の一部でマンホールから吹き上げる原因は各家の雨水が連結されているためで、今後十分指導をして雨水管の配管を促進させる。そのほかほとんが雨水マスの清掃不完全によるもの〉▽傍示川の改修―神戸市との話し合いはどこまで進んでいるか。市の青写真は。〈この川は、国道以南は神戸市側へ拡巾、以北は芦屋市側へ拡巾。独自の青写真ではなく、神戸市と協議して実施していくもの。年次計画で行なう〉▽会所の清掃を定期的に。〈みどり条例を実施していくため、近く環境保全課に作業班を設置して道路や側溝の清掃を直営で実施する〉

中学校の障害児学級の充実を

◇七月四日―山手幼稚園―（山手山芦屋、三条、奥山、西山、東芦屋、松ノ内、月若、西芦屋、三条南、船戸の各町の三十七人出席）

おもな意見、要望は次のとおり。

▽大阪の城東区で、一方通行にしたため事故がへったという。費用がかからず効果が大。〈できるところから一方通行にしていく。〉▽芦屋川の両側に歩道があるが一人歩くのにやっとこさ。人のための道を。〈せいいっぱいの幅〉▽駅前通りで車をよけたら看板にぶつかった。〈注意する。〉▽近くにジープかトラックが土曜日に止めて月曜の朝まで動かさない。〈取締まる。〉▽山手中学校の過密の解消を朝日ケ丘小学校が建設されて解消されると聞いていたが。〈用地買収費計上、物色中〉▽障害児学級は、中学校では、精道中学校しかない。〈基準がある。しかし、ご指摘の方向で増設を検討〉▽芦有の施設の市への移管はいつか。だいぶのびているようだが。〈手続きがめんどう。七月二十日まで延期の申し込みがあったが実さいは無理ではないか。〉▽山手小学校の特別教室が普通教室になっていく。またプールが近くでやかましい。

山手小学校の過密の解消を

◇七月五日―岩園幼稚園―（六麓荘、岩園、朝日ケ丘、東山、大原翠ケ丘、親王塚各町の三十五人）

おもな意見、要望は次のとおり。

▽岩ケ平公園付近―治安灯がない。また電線がない。〈調査する。新設は、ことし百二十灯予定。また、月二回パトロールし、不足のところを点検している。〉▽大原市場の北側の道路が混雑。〈駐車禁止にすればよいがむずかしい。市場と話し合い中。〉▽立市芦屋病院から宮川線へ出たところに横断歩道を。▽山手幼稚園前は片側だけでも駐車禁止を。〈検討する〉▽市立芦屋高校に来年までに必ずプールを▽第二山手小学校を早く建設を。〈もうしばらく猶予を〉▽夜間散布の薬剤はどんな薬か。人に害は。〈スミチオン粉剤。人畜無害〉▽国鉄以北に保育園はいつできるか。〈将来考えていく〉▽山手幹線はつくるのかどうか。〈市がつくるといっても、市民が反対されるとどうにもならない。いま、地下道方式の調査をしている。つけざるをえないと考えているが、みなさんの納得のいく方法で考えていきたい。〉

安心して食べられるさかなを

◇七月六日―市民会館―（業平、公光、大桝、茶屋の各町十二人）

▽宮川線の夜間のスピード違反の取締りを。▽消火器の押売りについて〈一般家庭では置く義務はない。売りにきたメーカーは買わないほうがよい〉▽塾へ行くこどもが多い。〈検討課題〉▽埋立地は、市民の納得のいくものに。▽芦屋のさかなは食べられるのか。〈県が精密検査し結果を発表している〉▽産地別の表示は。〈魚屋さんが自主的におやりになる〉

なんどか事故もあった国道43号線と稲荷山線の交差点　近くスロープ式陸橋がつく

汚染魚をストップ

―PCB対策―

規制値をこえる汚染魚は売られていない

消費者の方々は、「魚を食べても本当に大丈夫なのか不安で買えない」魚屋さんは、「安心して食べられる魚しか仕入れていないのに売れない」という声がいまだに聞かれます。それではどんな魚介類が芦屋市内に出回っているのでしょうか。魚屋さんの店に並んでいる魚は、そのほとんどが神戸市中央卸売市場と神戸中央卸売市場東部市場から仕入れられています。この卸売市場へは、PCBや水銀汚染水域からの魚の入荷はありませんし、汚染水域以外の魚についても検査が実施されていますので、厚生省がきめた規制値をこえる汚染した魚は売られていません。

国や県へ措置を要望

市では、近海全域に水銀およびPCB等による漁場汚染が指摘され、魚介類の人体に及ぼす影響が大きな社会問題となっていますので、全国市長会を通じて政府へ次の対策を、すみやかに措置されるよう強く要望しています。

《緊急対策》

①消費者に対し、汚染されていない漁場で漁獲した魚介類の安全性の周知を徹底すること。

②魚介類の食用安全基準の監視測定に必要な措置を講ずること。

③疑わしいと認められる患者について、健康調査を速かに最終判断ができるような体制を国として整備すること。

④国は速かに直接現地の実状を調査し、漁業者及び関連業者等が営業に従事できるよう早急に応急対策を講ずること。

⑤地方公共団体がとりあえず行ったこれらの費用については国において財政的援助措置を行なうこと

⑥漁業者、市場、鮮魚商および魚介類関連業者等に生活資金の融資をおこない、金利は全額国において負担すること。

《恒久的対策》

①有害な工場廃水等で、汚染の原因となるものの海洋河川等への投棄を全面的に禁止する措置を講ずること。

②汚染区域については浚渫等を実施すること。

③漁場および魚介類について底質、水質、魚体調査を定期的に実施して、公表すること。

④魚介類の価格安定策を講ずること。

また、兵庫県芦屋保健所へも魚介類に対する不安感を除去するため、一般消費者への啓蒙をお願いしています。

魚は私たちの大切なたんぱく源です。食べないわけにはまいりません。

実際には、近海魚でも、一PPMも汚染されている魚は少ないのですから、偏食さえしなければ通常の食べ方（一人、一日七十グラム百九十グラム）では一応安全なのです。

PCB汚染で今日のまえに危機がせまっているというわけではありません。将来に何らかの悪影響があるという長期的な問題として心配なのです。

そこで、少しでも安全性の高い食生活をするため、できるだけ汚染の少ない魚を上手に組みあわせるくふうが必要ではないでしょうか。

PCB暫定規制値

	規制値
	ppm
牛乳（全乳中）	0.1
乳製品（全量中）	1
肉類（全量中）	0.5
卵類（全量中）	0.2
魚介類（可食部）	0.5
海魚（可食部）	3
容器包装	5

調停のしおり

今回と次回の二回にわたって、調停とは何か、その種類、手続き手数料など調停のあらましについてお知らせします。いろいろなもめごとにはまず調停をご活用ください。

①調停とは

金を貸したが返してくれない。貸した家を明け渡してくれない。自動車にはねられてけがをしたから治療代がほしい。親子や夫婦の間がうまく行かない…こうした、いろいろの争いや請求は、訴をおこして裁判を受ければいいのですが、裁判の手続には、いろいろむずかしい規則があって、法律知識が必要ですし、費用や時間がかかります。そのうえ、法廷へ出て争うことも、親せき間や昔なじみの間がらでは、はばかられることもありましょう。このような場合、手がるに早く、話し合い譲り合って、納得のいく解決をあたえてくれるのが調停です。

調停も裁判所の公正な手続でありますが、法律的にむずかしいことはないし、また、公開の法廷でなく、裁判官と調停委員と、当事者が膝つき合わせて話し合い、納得ずくで解決するのですから、いやな後あじも残らないし、法律論では片づかない妙味も出せるというわけです。

②調停の種類

調停には、現在次のようなものがあり、それぞれの扱う裁判所が決っています。

①宅地建物調停―宅地や家屋の貸し借りなどに関するもめごとを解決するもので、簡易裁判所で扱っています。

②農事調停―小作関係や、農地に関係あるもめごとを解決するもので、地方裁判所で扱っています。

③商事調停―売却代金、その他商事上のもめごとを解決するもので、簡易裁判所で扱っています。

④鉱害調停―鉱害のために生じたもめごとを解決するもので地方裁判所で扱っています。

⑤一般調停―①から④までのどれにもあてはまらない、すべての民事上のもめごとを解決するもので、このなかには、最近社会問題となっている交通事故・公害等がふくまれ、簡易裁判所で扱っています。

⑥家事調停―身分関係上のもめごとや、家族親族間の争いを解決するもので、家庭裁判所で扱っています。

③調停を申し立てるには

調停の種類によって、それぞれその受け持ちの裁判所へ調停の申立てをするわけですが、どこの裁判所へ申し立てたらよいかということは、争いの対象になっている物の所在地や、相手方の住んでいるところなどを基準にしてきめることになっています。しかし、当事者の合意によって、便利な裁判所を選ぶこともできるようになっています。

さて、申立てをするには、当事者の住所氏名と、どのような争いについて、どのような調停をしてもらいたい、ということを書いた、申立書を裁判所へ出します。もし、それができない場合は、裁判所へいって口頭で述べてもよいことになっています。そして、収入印紙で一定の手数料を納めています。この額は次のとおりで、目的物の価額によって違いますが、それにしても訴訟よりはずっと安い定めになっています。

④申立の手数料

	調停を求める事項の価額	手数料
民事調停（1～5の場合）	30万円までの部分	5万円までごとに300円
	30万円を越え～100万円までの部分	5万円までごとに200円
	100万円を越える部分	10万円までごとに200円
家事調停（6の場合）		1件　300円

なお、このほかに関係人を呼び出すための切手代などを支払うことになっています。

⑤調停の進行

調停が申し立てられると、裁判官と民間から選ばれた二名の調停委員によって、調停委員会が開かれます。家事調停では、その二名の調停委員のうち一人は、とくに女性の気持などを理解するために婦人が選ばれるように扱われています。

当事者のいうことだけで、内容がよくわからないときには、第三者に来てもらうこともありますし調停委員会が現場を見に行ったり、専門家に鑑定を依頼するようなこともあります。ことに、家事調停事件では、事情が複雑で、人情の機微にふれることが多いものですから、家庭裁判所には調査官や医務室というものが置かれていて、これに専門的な調査をさせ、意見をきくことができるようになっています。

事件の事情がよくわかると、調停委員会としては、その解決のためにもっとも適当な方法を考えて当事者にすすめます。―このとき、調停委員会は、その事件の法律的な解決を考えるだけでなく、実情にかなうよう、広く一般の慣習や常識もとり入れて、当事者のために、真に公平で、正しい解決を見出すよう努力するわけです。

たとえば、すぐ一時に支払わなければならないような借金でも、事情が許すならば、分割して返すことにして、貸した方も借りた方も都合よくいくような解決をはかることもよくあることです。

（次回は、⑥秘密が守られる⑦調停の終了⑧調停の結束⑨夜間調停⑩交通調停です。）